

電気通信大学環境安全衛生管理センター衛生管理部門職員何でも 相談室設置細則

制定 令和7年11月12日細則第14号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学の役員、職員及び派遣労働者（以下「役職員等」という。）からの相談に対応するため、電気通信大学環境安全衛生管理センター規程第16条に基づき、環境安全衛生管理センター衛生管理部門に職員何でも相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 職員相談に係る役職員等への助言に関する事。
- (2) 相談室の業務に係る企画・立案に関する事。
- (3) 職員相談に係る関係機関との連携に関する事。
- (4) その他職員相談に関する事。

(組織)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第4条 室長は、環境安全衛生管理センター衛生管理部門長をもって充てる。

2 室長は、相談室の業務を統括する。

(室員)

第5条 室員は、カウンセラーその他職員相談の運営等に関する職務を行う者のうちから、環境安全衛生管理センター長が指名する。

(秘密の保持)

第6条 職員相談に携わる者は、業務上で知り得た個人の秘密について業務上必要な場合を除き、その秘密を漏らしてはならない。その職務から退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 相談室の事務は、総務部人事労務課労務安全室が行う。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。